

「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき物流倉庫分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（案）」及び「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき物流倉庫分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準を定める告示（案）」に関する意見募集について

令和8年4月  
国土交通省 物流・自動車局

国土交通省では、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき物流倉庫分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（案）」及び「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき物流倉庫分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準を定める告示（案）」について、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

#### <意見募集要領>

##### 1. 意見募集対象

- 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき物流倉庫分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（案）
- 外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき物流倉庫分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準を定める告示（案）

##### 2. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載します。

##### 3. 意見募集期間

令和8年4月8日（水）から令和8年5月7日（木）まで（必着）

#### 4. 意見の提出先・提出方法

意見提出様式にならない、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法で、日本語にて意見を提出してください。

なお、電話による意見の受付は致しかねますので、御了承願います。

##### ① 電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」の意見提出フォームからご提出ください。

##### ② 電子メールの場合（テキスト形式でお願い致します。）

電子メールアドレス：hqt-karyuka-kikaku@gxb.mlit.go.jp

##### ③ 郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省 物流・自動車局 貨物流通事業課 貨物流通経営戦略室 意見募集担当 あて

#### 5. 留意事項

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、御意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

#### 6. お問い合わせ先

国土交通省 物流・自動車局 貨物流通事業課 貨物流通経営戦略室 意見募集担当

電話番号 03-5253-8111（内線41-347）

(意見提出様式1)

国土交通省 物流・自動車局

貨物流通事業課 貨物流通経営戦略室 意見募集担当 あて

「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき物流倉庫分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（案）」に対する意見

1. 氏 名（法人又は団体の場合は名称）

2. 住 所（法人又は団体の場合は所在地）

3. 電話番号

4. 電子メールアドレス

5. 意 見  
（該当箇所）

（意 見）

(意見提出様式2)

国土交通省 物流・自動車局

貨物流通事業課 貨物流通経営戦略室 意見募集担当 あて

「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき物流倉庫分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準を定める告示(案)」に対する意見

1. 氏名(法人又は団体の場合は名称)

2. 住所(法人又は団体の場合は所在地)

3. 電話番号

4. 電子メールアドレス

5. 意見  
(該当箇所)

(意見)